

かゆいところに手が届く!

企業版ふるさと納税「地方創生応援税制」について

調査部研究員 目崎 絢（稲城市派遣）

1. はじめに

ふるさと納税に企業版があるのはご存知でしょうか。企業版ふるさと納税「地方創生応援税制」が令和2年度税制改正で自治体、企業ともに使いやすい制度に改められました。

ふるさと納税というと賛否のある制度ではあります。しかし、限られた財源で、多様化する住民サービスに対応しなければいけない状況にある昨今の自治体において、現在ある制度を活用して、財源を確保する手段を考えるのは、重要なことではないでしょうか。

本稿では、制度の内容とともに、多摩・島しょ地域での先進事例を紹介し、今まで制度を知らなかった職員に企業版ふるさと納税について知ってもらえるよう解説していきます。

2. 企業版ふるさと納税「地方創生応援税制」とは

地方創生応援税制は、(1)地方公共団体が行う (2)地方創生の事業に (3)企業が寄附を行うと、法人税等の (4)税額控除の優遇措置がされる制度です。

地方創生の取組をさらに加速させていくためには、地方公共団体が民間資金も活用して地方版総合戦略に基づく事業を積極的に実施していく必要があるため、地方公共団体が行う地方創生事業に対する法人の寄附を促す制度として、平成28年度に始まりました。

本制度のポイントとなる (1) ～ (4) について説明します。

(1) 地方公共団体の条件

本制度は、全ての地方公共団体が対象となる制度ではありません。

一定の条件があり、都道府県は普通交付税の不交付団体、市町村は普通交付税の不交付団体¹かつその全域が地方拠点強化税制²の支援対象外地域の場合は対象となりません。対象の地方公共団体は、複数の自治体が共同で実施することもできます。

▼図表1 市町村の条件と多摩・島しょ地域における対象とならない団体

条件	団体
普通交付税不交付団体 (令和元年度)	立川市・武蔵野市・三鷹市・府中市・調布市・小金井市・国分寺市・国立市・多摩市・瑞穂町
かつ	
地方拠点強化税制の 支援対象外地域	多摩26市・瑞穂町・日の出町



企業版ふるさと納税の対象とならない団体（令和2年度）
立川市・武蔵野市・三鷹市・府中市・調布市・小金井市・国分寺市・国立市・多摩市・瑞穂町

<出典>総務省ホームページ「不交付団体の状況」
https://www.soumu.go.jp/main_content/000635010.pdf
 (2020年7月3日確認)、内閣府地方創生推進事務局ホームページ
 「地方拠点強化税制における支援対象外の地方公共団体について」
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/pdf/01taisyougaitiiki.pdf> (2020年7月3日確認) を参考に筆者作成

(2) 地方創生の事業

地方公共団体の事業全てが寄附対象になるわけではなく、国が認定した「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」でなければなりません。

そのため、地方公共団体は、活用したい地方創生の事業について、地方版総合戦略を基に地

1 地方創生の事業を実施しようとする年度の前年度において、普通交付税の交付を受けているか否かで判断される。

2 企業が東京23区から本社機能を移転したり、地方で拡充したりした場合に税制優遇を受けられる制度。

域再生計画を作成し、内閣府から「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」として認定を受ける必要があります。

(3) 企業が寄附を行う

地方公共団体は、認定を受けた地域再生計画をもとに企業への説明等によって寄附を集めます。そして、事業に賛同した企業は1回あたり10万円から寄附を行うことができます。ただし、本社の所在する地方公共団体への寄附は本制度の対象となりません。

(4) 税額控除の優遇措置

企業が地方公共団体に通常寄附をした場合、損金算入による軽減効果が約3割あります。制度改正前の本制度では、これに加えて最大3割の税額控除を上乗せしていました。

3. 令和2年度税制改正でのポイント

今回の改正では、地方創生の更なる充実・強化に向け、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から以下の5点が実施されました。

- ①適用期限を令和6年度まで延長
- ②税額控除割合を最大3割から最大6割に引き上げ（企業負担約1割）

▼図表2 税額控除割合の引上げイメージ

通常寄附		改正前	改正後(拡充)	企業負担(約1割)
損金算入 約3割		税額控除 最大3割	税額控除 最大3割	
		寄附額		

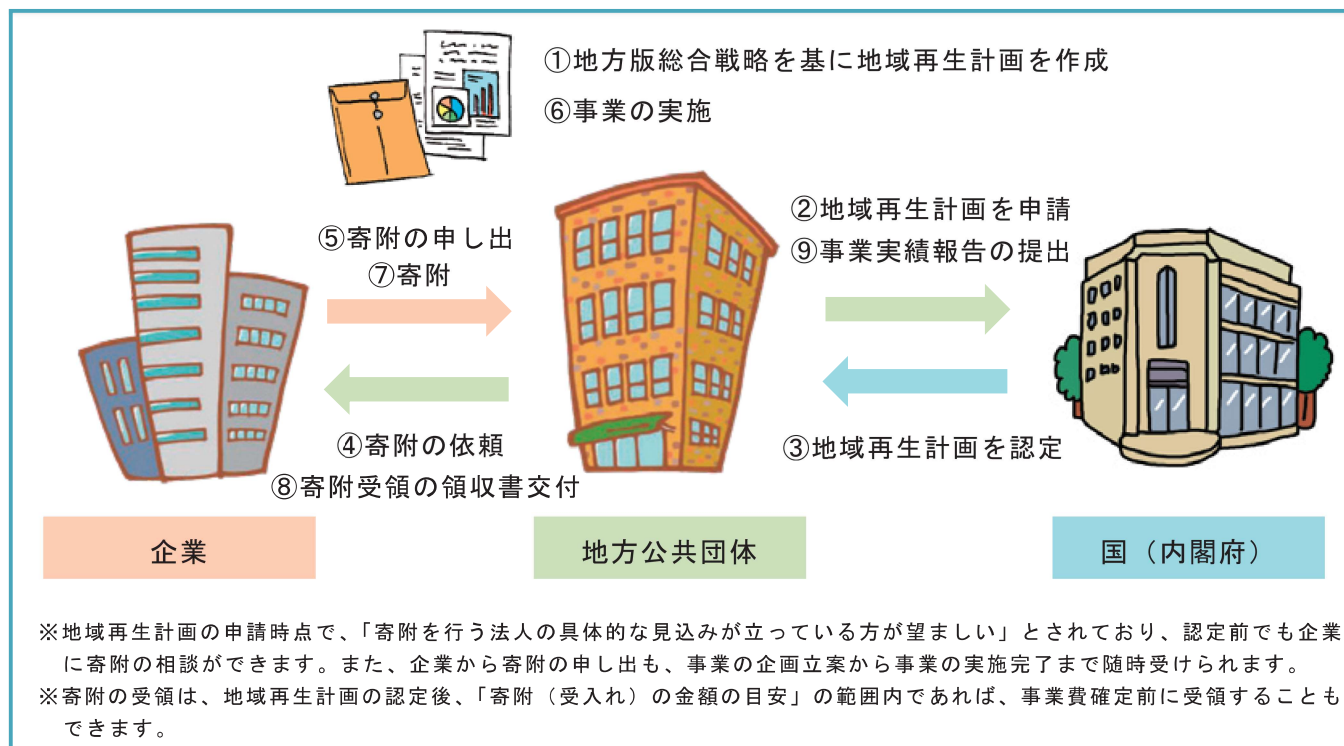
<出典>企業版ふるさと納税ポータルサイト掲載「令和2年度税制改正企業版ふるさと納税の拡充・延長」
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/portal/pdf/R2kakuzuu-encyou.pdf>（2020年7月3日確認）を一部改編

- ③認定手続の簡素化
- ④併用可能な国の補助金・交付金の範囲の拡大
- ⑤寄附時期の制限の大幅な緩和

このうち、③・④が自治体にとって大きな改正と言えるのではないのでしょうか。③においては、個別事業ごとの認定から、地域再生計画に記載する事業をひとまとめの計画とする包括的な認定方法となりました。これまでは、年度ごとの事業内容等、具体的な内容を地域再生計画に記入しなければなりませんでした。地方版総合戦略の抜粋・転記などによる記載で足りるように変更されたことで、事務手続の煩雑さが改善されました。

また、④においては、地方創生関係交付金な

▼図表3 改正後の地方公共団体から見た地方創生応援税制活用の流れ（一例）

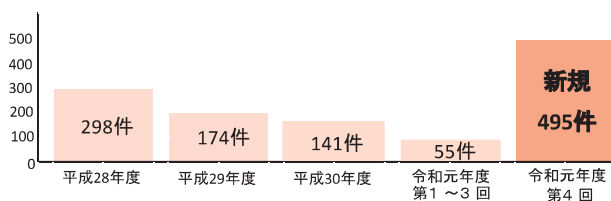


<出典>企業版ふるさと納税ポータルサイト掲載「制度概要」
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/portal/pdf/R020703_gaiyou.pdf（2020年7月3日確認）を参考に筆者作成

どに加えて、併用可能な国の補助金・交付金の範囲が拡大されたこと等により、適用できる事業の種類が増え、自治体にとって事業の財源検討時に本制度を検討しやすい環境が出来たと言えます。

この改正を受けて、初めて行われた令和元年度第4回の認定では新規認定計画数が495件あり、令和元年度第1～3回までの55件に比べて大幅に増加しました。

▼図表4 新規認定計画数の推移



<出典>企業版ふるさと納税ポータルサイト掲載「令和元年度 第4回認定（令和2年3月31日 記者発表資料）」
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/pdf/R020331press.pdf>（2020年7月3日確認）を一部改編

また、新規認定495件に変更認定92件を加えた587件のうち、約77%の451件が新しい認定方法の包括的な地域再生計画の認定となりました。

4. 多摩・島しょ地域での活用事例

多摩・島しょ地域では、青梅市・町田市・西東京市の3市が本制度を活用して、事業を実施しています。

▼図表5 多摩・島しょ地域での実施団体一覧

青梅市	青梅市梅の里再生プロジェクト
青梅市	青梅市まち・ひと・しごと創生～あそぼうよ！青梅プロジェクト～
町田市	芹ヶ谷公園芸術の杜プロジェクト
西東京市	地域主体による駅前情報発信プロジェクト

※令和元年度第4回認定までの状況

<出典>筆者作成

本稿では、先進事例として、都内で初めて本制度を活用した青梅市の「青梅市梅の里再生プロジェクト」についてご紹介します。

■青梅市梅の里再生プロジェクト（青梅市）

（1）プロジェクト概要

平成21年4月、青梅市内の梅の木から日本で初めて、アブラムシの媒介などにより感染して葉に薄緑色の斑点などの症状が出るウメ輪紋ウイルス³の発生が確認され、青梅市の産業の一つである梅生産において壊滅的な被害を受けるとともに、観光名所の「梅の公園」の来場者が激減し、梅関連の観光・商業でも深刻な影響を受けました。

本プロジェクトは、市民、農業者、観光・商業事業者、行政等が一丸となって、失われた梅林を再生させるとともに、「梅の公園」等の施設整備を進めることにより、梅生産の早期再開や、多くの観光客が訪れる梅の名所を復活させて、梅の里の再生・復興を目指すものです。

企業版ふるさと納税で集められた寄附については、主に梅の木の購入費用に充てられています。

▼図表6 事業費及び寄附の実績

	全体の事業額	寄附額	寄附企業数
平成29年度	29,815,640円	1,800,000円	5社
平成30年度	56,967,034円	4,700,000円	18社
平成31年度	79,556,380円	1,600,000円	9社

<出典>青梅市提供資料を基に筆者作成

▼図表7 再生中の「梅の公園」



<出典>青梅市提供

（2）活用の経緯

青梅市では、平成25年3月に策定された「青梅市梅の里再生計画」の中で平成28年度からの5年間で再生復興の期間と位置付けており、国

3 アブラムシによる媒介の他、苗などを經由して感染する。葉に薄緑色の部分がでる退緑斑点や輪紋が生じ、花に斑が入る症状が現れる。モモなどが感染した場合は、果実にも斑紋が現れたり、成熟前に落下する症状もある。（農林水産省ホームページ掲載「ウメ

輪紋ウイルスとは」
https://www.maff.go.jp/j/syoutan/syokubo/keneki/k_kokunai/ppv/pdf/ppv_details.pdf（2020年7月3日確認）

から認められて再植栽の始まった平成28年度から、梅の里再生復興に向けて具体的に事業を展開することになりました。

事業実施にあたり、個人版ふるさと納税による寄附金の使い道の中で一番の重点事業として寄附をお願いすることになっていましたが、梅の再生には多くの資金が必要となることから、企業版ふるさと納税の制度も加えて利用することとしました。

(3) 寄附を集めるにあたって

①事業選定について

青梅市では、企業版ふるさと納税の対象事業の検討にあたっては、企業が参加しやすいように「企業に共感してもらえる地域課題」「企業の社会貢献となる事業」であることを踏まえるようにしていました。中でも「梅の里再生プロジェクト」は、青梅市にとって最重要課題の一つとして掲げられていることも、選定の理由となっています。

これに加え、事業費を上回る寄附を受けられない制度であるため、事業規模としても一定以上あるものを検討していました。

②庁内の体制

企業版ふるさと納税に係る業務には、青梅市では3つの部署が連携をしています。

- ・梅の里再生担当：企業版ふるさと納税の啓発事業の推進や企業などへの寄附の協力依頼
- ・財政課：納付書発行やお礼状の送付など、企業からの寄附金の歳入に関わる手続き
- ・企画政策課：国への申請など

③企業を募った方法

市内に本社がある企業は制度の対象にならないため、訪問できる企業が限られてしまうことが困難な点だったそうです。そして、梅の里再生プロジェクトがあまり知られていないこと、さらに企業版ふるさと納税の認知度も低いことから、まずは「知ってもらうこと」を念頭に企業訪問を実施していました。

青梅マラソン大会をはじめとした市内のイベント開催に協力しているなど、市とつながりのある市外の企業を中心に、梅の里再生担当の職

員が企業を訪問し、寄附のお願いをしていました。プロジェクトの概要や意義について写真などを用いて丁寧に説明するとともに、税制面でのメリット・梅の公園に設置される芳名板への企業名の記載等による寄附企業の貢献の提示など、企業側のメリットについても明示をしていました。

また、職員がプロジェクトのバッジを着用し、全庁を挙げてPRも行ったそうです。

▼図表 8 梅の公園入口・芳名板（写真奥）



公園入口に寄附した企業名を記載する芳名板（丸印）を設置し、独自で企業のメリットを創出しました。

＜出典＞青梅市提供資料に一部加筆

(4) 企業版ふるさと納税以外の効果

事業を企業にPRすることにより、梅の公園ほか市内8カ所に梅の里再生プロジェクト応援自動販売機を市と覚書を結んだ企業が設置し、その売り上げの一部を寄附してもらえる等、企業版ふるさと納税とは違う形で寄附を受けることもできたそうです。さらに、青梅市や市の事業についても、市外の企業に知ってもらうことができる良い機会となったそうです。

(5) 今後の方針

青梅市梅の里再生プロジェクト以外の取組も始めています。

制度改正後、青梅市まち・ひと・しごと創生総合戦略の抜粋版の地域再生計画を作成し、内閣府から包括的な認定を受けました。今後は、市の総合戦略にある事業について積極的に取組を進めていく予定でいるそうです。

取組の一例として、「吉川英治記念館」運営事業があります。これまで公益財団法人が運営し、惜しまれつつ閉館した記念館について、青

梅市が寄附により譲り受け、令和2年9月に再オープンすることとなりました。今後の記念館の維持・運営について、企業版ふるさと納税による協力を呼び掛けているそうです。

5. おわりに

本稿では、制度の概要、青梅市の先進事例を通して、企業版ふるさと納税について紹介しました。

この制度の自治体における一番のメリットは、やはり新たな財源確保の手段になるということです。しかし、そのためには煩雑な事務手続を行わなければならない、市外の企業から寄附を募らなければなりません。

制度改正により、煩雑な事務手続のハードルは下がりました。一方で、個人版のふるさと納税のような財源の奪い合いと捉えられるような状態が懸念されます。これらを防ぐ方法の一つとして、青梅市が事業選定にあたり踏まえていた「企業に共感してもらえる地域課題」「企業の社会貢献となる事業」が参考になります。むやみに制度を利用するのではなく、事業の意義や必要性というものを考慮し、制度を取り入れることが大切な点であると思われます。また、CSR活動やSDGsなどの推進により、企業が社会貢献活動に取り組む機運が高まっています。社会的意義や必要性が十分に検討された事業というのは、寄附者である企業にも社会貢献活動の一環として魅力を感じてもらうことができ、企業の理解や賛同を得られやすくなるのではないのでしょうか。

市内ではなく市外の企業に協力してもらわなければならない点は、制度上避けることはできませんが、青梅市では、事業について丁寧に説明を行い、企業のメリットを明示するとともに、

寄附者の芳名板を設置するなど独自の方法で企業のメリットを作る工夫をしていました。また、市外へのPRの良い機会と捉えて企業訪問を行っていました。

今回紹介した青梅市では環境保全・観光関係の事業で実施していましたが、全国では、子ども食堂を県内全域に広める「高知県子どもの居場所づくり推進事業」(高知県)⁴といった福祉部門、地元で減り続ける一次産業を支えることを目的とした「能登半島穴水『恵みの山』活性化プロジェクト」(石川県穴水町)⁵といった農政部門など、様々な分野において活用されています。さらには、新型コロナウイルス感染症対策において4自治体が活用しており、例えば、千葉県佐倉市では公共施設で使用する新型コロナウイルス感染症対策用品の購入などに活用予定の事業⁶を実施しています。

利用できる自治体が限られた制度ではありますが、企業版ふるさと納税について理解し、活用事例を知ることで、財源確保が厳しい昨今、財源を検討する際のヒントにいただけたら幸いです。

4 企業版ふるさと納税ポータルサイト掲載「企業版ふるさと納税活用事例集～全国の特徴的な取り組み～」
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/portal/pdf/h31kigyojirei.pdf> (2020年7月3日確認)

5 企業版ふるさと納税ポータルサイト掲載「企業版ふるさと納税活用事例集～全国の特徴的な取り組み～」
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/portal/pdf/h31kigyojirei.pdf> (2020年7月3日確認)

6 企業版ふるさと納税ポータルサイト掲載「令和2年度 臨時認定(新型コロナウイルス感染症対応事業関係)(令和2年6月9日 記者発表資料)」
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/pdf/R020609press.pdf> (2020年7月3日確認)